

✂きりとり✂

本助成を希望する事業（活動）の内容

地域福祉活動を応援します！

申込・問合せ 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会
〒453-0024 名古屋市中村区名楽町4-7-18（中村区在宅サービスセンター）
☎：486-2131 FAX：483-3410
ホームページ <http://nakamura-shakyo.or.jp/>
メール n-fukushi@nakamura-shakyo.jp

この助成事業は、赤い羽根共同募金配分金を財源に実施しています。

募 集 概 要

1 目 的

この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に、名古屋市中村区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が中村区の地域福祉活動の活性化、および共同募金運動への理解を深めることを目的に実施する。

2 助成対象事業

令和7年度内に中村区内で実施する地域住民がつながる活動・地域活動やボランティア活動の担い手育成活動など地域福祉を推進する事業に対して助成する。

ただし、以下は除く。

- ▲ 今年度、本会または他団体から助成を受けている事業
- ▲ ふれあい・いきいきサロン事業
- ▲ 会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
- ▲ 団体の活動を披露すること（発表会や展示会等）を目的とした事業
- ▲ 営利目的の事業
- ▲ 今年度収支予算における繰越金が予算総額の 1/3 を超えている団体
- ▲ その他会長が不適当と認める場合

3 助成対象団体

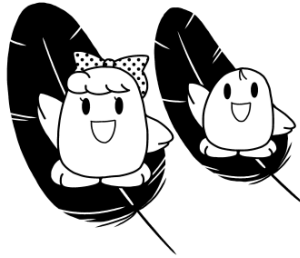
中村区を主な活動拠点とする福祉を目的として設立された非営利団体で、法人格を持たない任意団体

4 助成金の交付金額

10,000円上限(1団体につき1件)

ただし、以下の経費は除く

- ▲ 人件費等団体の運営にかかる経費
- ▲ 飲食にかかる経費



5 応募・審査の流れ

(1) 申請

「令和7年度地域福祉活動応援助成申請書」（様式1）に次の書類を添えて本会に提出。

- ① 団体の令和7年度の事業計画書、収支予算書および会則
- ② その他関係資料（申請書に記載しきれなかった事項を記した補足資料等）

(2) 審査

- ① 申請いただいた書類をもとに、審査を行います。
- ② 審査の結果は、郵送により申請団体に通知するとともに一般にも公開します。
- ③ 審査基準：「地域での必要性」、「費用の妥当性」、「事業の効果・発展性」、「多くの市民の参加」、「共同募金運動の普及啓発」等の項目により審査を行います。

6 提出期限

令和7年6月13日（金）必着

7 その他

申請書等は返却せず、申請の内容は、個人情報を除き公表します。また、申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理します。

（様式1）

令和7年度地域福祉活動応援助成申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長 様

申 請 者	団体名称		(フリガナ)		
	代 表 者	氏 名	(フリガナ)		
			Ⓔ		
		住 所	〒 ー		
	電 話			FAX	
	結成（設立） 年月日		昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月		
	構 成 員 数		名		
	団体概要		※団体規約など別途資料を添付していただいても結構です。		
	主な活動内容		※日頃の活動についてご記入ください。別途資料を添付していただいても結構です。		